

石川県ソフトテニス連盟規約

第一章 総 則

(名 称)

第1条 本連盟は、石川県ソフトテニス連盟と称する。

(構成団体)

第2条 本連盟は、公益財団法人日本ソフトテニス連盟及び公益財団法人石川県体育協会の加盟団体となる。

第3条 本連盟は、公益財団法人日本ソフトテニス連盟の支部をかねる。

(事務所)

第4条 本連盟は、事務所を金沢市に置く。

第二章 目的および事業

(目 的)

第5条 本連盟は、石川県におけるソフトテニス界を統括し、代表する団体としてソフトテニスの普及振興と県民の体力の向上とスポーツ精神の涵養を図ることを目的とする。

(事 業)

第6条 本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 石川県ソフトテニス競技会の実施
2. その他の競技会の開催及び支援
3. ソフトテニスの普及振興とその指導
4. その他本連盟の目的達成のために必要な事業

第三章 加盟団体

(加盟団体)

第7条 本連盟の加盟団体は、石川県内の本連盟の趣旨に賛同するソフトテニス団体で次のとおりとし、本連盟はこの加盟団体で構成する。

1. 市町を統括するソフトテニス競技団体
2. 石川県高等学校体育連盟ソフトテニス部
3. 石川県中学校体育連盟ソフトテニス部
4. 石川県小学生ソフトテニス連盟

第四章 会 員

(登 録)

第 8 条 本連盟の加盟団体は、毎年、年度始めに所属団体とその会員を本連盟に登録しなければならない。

第 9 条 会員は、原則として第 7 条に定める加盟団体に所属する団体を通じて登録する。ただし、所属団体に属さない個人は、直に加盟団体から登録する。

(会 員)

第 10 条 第 8 条により登録された会員は、本連盟及び本連盟に加盟する団体の事業に参加することができる。

第五章 役員及び任務

(役 員)

第 11 条 本連盟には次の役員を置く。

| | | | |
|------|-------|------|-----------|
| 会 長 | 1 名 | 副会長 | 若干名 |
| 理事長 | 1 名 | 副理事長 | 6 名以内 |
| 常任理事 | 若干名 | 理 事 | 登録団体数＋若干名 |
| 監 事 | 3 名以内 | | |

(役員の仕事)

第 12 条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は本連盟を代表し職務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
3. 理事長は理事を代表し、会長の命を受け職務を執行する。
4. 副理事長は理事長を補佐し理事長事故あるときはその職務を代行する。
5. 常任理事は理事長の命を受け連盟の運営にあたる。
6. 理事は連盟規約および総会の決議を尊重し、職務を処理する。
7. 監事は連盟財務を監査する。ただし、監事はこの連盟の他の役員を兼ねることはできない。

(役員を選任)

第 13 条 役員は次の方法により選出し、会長が委嘱する。

1. 会長、副会長は理事で構成する選考委員会で推薦し総会で決定する。
2. 理事長、副理事長、常任理事は理事の互選による。
3. 理事は次の地区の加盟団体から 1 名選出し、別に地区運営のため 5 名以内の理事を選出することができる。

ただし、学連、高体連、中体連及び会長推薦理事等は次による。

- (1) 能登地区 (輪島市, 珠洲市, 鳳珠郡)
- (2) 七尾地区 (七尾市 羽咋市, 羽咋郡, 鹿島郡)
- (3) 金沢地区 (金沢市, 白山市, かほく市, 野々市市, 河北郡)
- (4) 加賀地区 (小松市, 能美市, 能美郡, 加賀市)

- (5) 学 連・・・・・・・・・・・・・・・・ 2名以内
- (6) 高体連・・・・・・・・・・・・・・・・ 5名以内
- (7) 中体連・・・・・・・・・・・・・・・・ 5名以内
- (8) 小学生連盟・・・・・・・・・・・・ 2名以内
- (9) レディース代表・・・・・・・・・・ 4名以内
- (10) 会長推薦理事・・・・・・・・・・ 若干名

4. 監事は会長が委嘱する。

(顧問, 常任参与, 参与)

第 14 条 本連盟には必要に応じ顧問, 常任参与, 参与をおくことができる。

第 15 条 顧問, 常任参与, 参与は総会において承認を得て会長が委嘱する。

第 16 条 顧問, 常任参与, 参与は会長の諮問に応じて, 総会, 常任理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員任期)

第 17 条 役員任期は2年とする。ただし, 再任を妨げない。
補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

第六章 会 議

(総 会)

第 18 条 総会は毎年1回以上会長が理事を招集し, 次の事項を決議する。

- 1. 連盟規約の改廃
- 2. 事業計画
- 3. 収支予算および決算
- 4. その他重要な事項

ただし, 理事の3分の2以上の要請があったときは, その都度速やかに開催する。

(常任理事会)

第 19 条 常任理事会は理事長が必要と認めるとき招集し, 総会の決議を尊重し, 職務の執行事項を審議決定する。

第 20 条 総会および常任理事会の議決は出席理事の過半数をもって定める。

(専門委員会)

第 21 条 本連盟の職務を円滑に執行するため次の専門委員会と部会を置き, 委員長は理事長が選任し総会で承認を得る。なお, その任務は別に定める。

- 1. 総務委員会
- 2. 競技委員会
- 3. 強化委員会
- 4. 審判委員会
- 5. 競技者育成普及委員会
- 6. 広報委員会
- 7. 生涯スポーツ普及委員会 (シニア部会・レディース部会・小学生部会)

第七章 会 計

(収 入)

第 22 条 本連盟の経費は、登録料、会費、参加料、補助金、寄附金、その他の収入をもってこれに当てるものとする。

(登録料、会費、参加料)

第 23 条 登録料、会費、及び参加料は総会において定める。

第 24 条 本連盟へ登録する加盟団体は、別に定める登録方法により登録料を納める。

(会計監査)

第 25 条 理事長は毎年度執行状況について監事の監査を受けるものとする。

(会計年度)

第 26 条 本連盟の会計年度は1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

付 則

この規約は昭和46年2月28日から施行する。

| | |
|-------------|------|
| 昭和53年12月23日 | 一部改正 |
| 昭和62年 2月22日 | 一部改正 |
| 平成 4年 3月 8日 | 一部改正 |
| 平成 5年 2月28日 | 一部改正 |
| 平成11年 4月 1日 | 一部改正 |
| 平成13年 4月 1日 | 一部改正 |
| 平成17年 4月 1日 | 一部改正 |
| 平成19年 4月 1日 | 一部改正 |
| 平成21年 4月 1日 | 一部改正 |
| 平成27年 4月 1日 | 一部改正 |
| 令和 3年 4月 1日 | 一部改正 |